

桐生市子ども・子育て会議（条例）の概要について

保健福祉部子育て支援課

1 設置の背景

平成 24 年 8 月「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援を総合的に推進するための新しい制度が開始されます。本制度では、安心して子どもを生み、育てることの出来る社会の実現を目指すことを目的とし、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「桐生市子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、「桐生市子ども・子育て会議」を条例で設置いたしました。

2 設置の内容

(1) 位置付け

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づくものです。

【参考】～子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項 抜粋～

「市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」

(2) 所掌事務

子ども・子育て支援法第 77 項第 1 項各号に掲げている次の事務を調査審議します。

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること
- ・ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること
- ・ 子ども・子育て支援事業計画に関すること
- ・ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

(3) 組織及び委員の任期

子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者の中から 17 人以内とし、その任期は 2 年とします。

- ・ 子ども・子育て支援法第 6 条第 2 項に規定する保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。）
- ・ 事業主を代表する者
- ・ 労働者を代表する者
- ・ 子ども・子育て支援法第 7 条第 1 項に規定する「子ども・子育て支援」に関する事業に従事する者
- ・ 子ども・子育て支援法第 7 条第 1 項に規定する「子ども・子育て支援」に関し学識経験を有する者
- ・ その他市長が適当と認める者

【参考】～子ども・子育て支援法第 7 条第 1 項 抜粋～

この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。